「富士見市議会基本条例（案）」に対する意見募集の結果について

平成２３年１１月１１日
富士見市議会

富士見市議会は、「富士見市議会基本条例（案）」に対する意見の募集を、平成２３年１０月１日から１０月３１日まで行いました。
その結果４件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市議会の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

・募集期間　　平成２３年１０月１日～平成２３年１０月３１日
・告知方法　　広報ふじみ、市ホームページ
・意見提出方法　郵送、ファックス、電子メール、持参

番号	意　　見	対　応　方　針	市 議 会 の 考 え 方
１	●条例（案）第８条第２項について 　現状の議会をみまして、市長や行政側は市議会からの一方的な質問に対し答弁することとなっていますが、それについて私は以前から違和感を持っていました。質問に対し意見や考えを話そうとすると「質問にだけ答えて下さい」と話をする機会が与えられないことが多々見受けられるからです。質問者のメリットばかりが表にたちデメリットや別の考え方が見えてこないことが多くある様に感じられます。私自身、市民として色々な角度から議員の考え方や行いたい事、それぞれの主張を聞き、どの政治家がよいか、富士見市をより良くするために誰	原文の内容で対応します。	反問権につきましては、議会活性化のための条例策定特別委員会でも様々な議論がなされましたが、限られた時間の中で、議員固有の権利である質問権を行使し、議会の重要な権能の一つである執行部に対する監視、評価機能を最大限発揮するためには、反問権に制約を付けることもやむをえないとの結論に至りました。 　我々議員といたしましては、論点や争点を明確にした質疑を行い、より市民にわかりやすい議会にしていきたいと考えております。

	が適任か判断したいという思いがあります。 　今回の条例案をみまして、富士見市でも反問権を条例化する案があるようですが、論点・争点を明確にするためだけに与えられている、という制約付でありました。それでは、今までと同じで、議会など一方的なものであることに変わりはないと思います。反問権をとりあげたことは、一歩進んだとは思いますが、公平な議論をするために、また様々な意見・考えが聞けるように、他の多くの自治体でも採用しているように、制約を付けるべきではないと考え意見させて頂きます。		
２	●条例（案）第１１条について 　従来の市議会、一般質問は、議員より市長及び市当局関係部所の見解や改善要求及び要望に限られていたような気がします。 　一議員の質問内容に対し、他の議員よりの賛同意見や反対意見及び反論も有りませんでした。議員の質問内容は、市民の意向や要求に沿ったものと思われます。 　会期を延長し、議員の質問時間を長くして、他の議員諸氏の考え方も聞かれる一般質問の議会にしては如何でしょうか。	原文の内容で対応します。	一般質問は議員固有の権利であり、その内容は市政全般にわたり、執行部の見解を質すものであります。あくまで市長をはじめとする執行部に対して質疑を行うものであり、議員間の討議の場ではありません。 　なお、ご指摘のとおり議員間での討議の場は必要であると考えており、第１１条に、委員会審査における自由討議の場を設けることを規定し、議員間の自由討議を積極的に行っていきたいと考えております。
３	●条例（案）第２２条について 　第１項に「一般選挙を経た議員の任期が開始	原文の内容で対応します。	見直し手続きについて「市民から要求があったとき」も加えるべきとのことですが、まずは

	したとき、又は議会が必要と認めたとき」とありますが、ここに「市民からの要求があったとき」も加えるべきだと思います。現在の案では客観性がなく、当事者間で結論付けられる恐れがあると思われます。 　また同じく第１項に、「この条例の目的が達成されているかどうかを検証する」との記載がありますが、誰がどのように検証するのでしょうか。当事者ではなく第三者が検証する仕組みがなければ、この条例は機能しないと思われます。 　また、第２項には、「条例及び規則の改正等が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずる」とありますが、「条例及び規則の改正等」以前に、第１項の検証により法の精神を尊重していないことが判明した議員、この条例の主旨に反する議員に対して、公表、罰則などの措置を講じなければ、この条例が適切に運用されるとは思えません。本案の第１項と第２項の間に位置づけられる規程が必要かと思われます。 　「市民の意思が議会に反映しているか、また公平公正な議会運営がなされているかを監視」することを目的とした条例であれば、指摘させていただいた内容を盛り込むことが必要になりますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。		議会が主体的に判断し、必要があると認めたときに、自ら検証すべきものと考えます。なお、必要性の判断、検証方法については、第２３条の委任事項として別途定めてまいります。 　次に、公表、罰則などの措置につきましては、この条例は議会としての理念を規定したものであり、公表や罰則といったものはそぐわないものと考えております。なお、私たち議員は、このたびのご指摘も含め、議員活動、議会活動についての評価を、選挙によっていただくものと理解をいたしております。

4	●パブリックコメントの運用方法について 　今までの市民意見募集に対して、度々閲覧場所における案件掲示・資料提供方法等への意見・要望を提出してきたが、ポスター掲示・トレイ設置など若干の改善はあったものの、未着手の事項については「市の対応：貴重なご意見として承ります」、「市の考え方：関係部署と協議し、窓口により対応が異なることのないよう改善を図ってまいります」あるいは「今後とも、より分かりやすい運用に努めてまいります」と紋切り型の繰り返し。窓口対応は異なったままで、関係部署との協議は行われた形跡は伺えず、市民等の案件への意見を募ろうという真摯な姿勢は見えない。今次案件が素案の段階から意見交換会等を開催し周知に努めてきたとはいえ、市民意見募集に当たって案件の趣旨・概要を「広報ふじみ」および市ホームページにのみ掲出し、肝心の「条例（案）の閲覧および用紙の配布場所」に示さないことは、応募方法の瑕疵を意味し、富士見市自治基本条例および富士見市市民参加手続規則の趣旨に反しており、無効である。過去の募集「富士見市まちづくり寄附条例(案)」でできた事が、何故伝承されないのか。よって、あらためて充足した募集をおこなうよう主張する。	貴重なご意見として承ります。	今後ともより分かりやすい運用に努めてまいります。